

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年5月4日掲載)

No.7	介護福祉士, 社会福祉士, 精神保健福祉士の専門性を担保し, 国民の信頼を獲得することに意義のある法律上の「守秘義務」について述べよ。
解答	<p>・正当な理由がなく, その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護福祉士, 社会福祉士, 精神保健福祉士でなくなった後においても, 「同様とする」とされている(社会福祉士法及び介護福祉士法第46条, 精神保健福祉士法第40条)。</p> <p>・違反に対する罰則は, 「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」である(社会福祉士法及び介護福祉士法第50条第1項, 精神保健福祉士法第44条第1項)。ただし, この罪は「告訴がなければ公訴を適することができない」とされている(社会福祉士法及び介護福祉士法第50条第2項, 精神保健福祉士法第44条第2項)。</p> <p>・この場合も, 厚生労働大臣は「その登録を取り消し, 又は期間を定めて」「名称の使用停止を命ずる」(社会福祉士法及び介護福祉士法第32条第2項, 精神保健福祉士法第32条第2項)ことができ, さらに, 「当該停止を命ぜられた期間中に」「名称を使用した」者は, 「30万円以下の罰金」(社会福祉士法及び介護福祉士法第53条, 精神保健福祉士法第47条)に課せられる。</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.